

# 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も  
**他の感染性廃棄物と同様に処理可能**です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

**消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに  
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう**

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

**感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に  
梱包しましょう**

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいのものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の  
**鋭利なもの**

**耐貫通性**のある  
堅牢な容器



例：プラスチック製容器

②血液等の**液状または  
泥状のもの**

漏洩しない  
**密閉容器**



例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

③血液等が付着した  
**ガーゼ等再利用しないもの**

**丈夫なプラ袋の二重使用**  
または、**堅牢な容器**



※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

